

別表第五号 無線局の免許承継申請書(届出書)の様式(第20条の2第2項、第20条の3第3項、第20条の3の2第3項及び第20条の3の3第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局免許承継申請書(届出書)

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

収入印紙貼付欄
(注2)

□電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)

□電波法第20条第2項、第4項(分割に係る部分に限る。)若しくは第5項(合併に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3に関する手続)

□電波法第20条第3項、第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続)

□電波法第20条第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項前段(他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)

(注3)

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

記

1 申請(届出)者(注5)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 承継に係る無線局(注6)

① 識別信号	
② 種別	
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	

3 電波法第5条に規定する欠格事由(注7)

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	☐ 該当 ☐ 該当しない
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合(同項第4号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同号)	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	☐ 有 ☐ 無
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等(同条第4項第1号)	☐ 有 ☐ 無
	処分歴等(同号)	☐ 有 ☐ 無
	特定役員(同項第2号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同項第2号及び第3号)	☐ 有 ☐ 無
	役員の処分歴等(同項第4号)	☐ 有 ☐ 無

4 各手続に係る個別事項(注3)(注8)

☐無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注9)
- ⑥ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合

に限る。)(注9)

- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注9)
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注9)

□無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注9)
- ⑤ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注9)
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注9)
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注9)

□無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し(法第20条第4項後段の場合)又は譲受け(法第20条第5項前段の場合)の理由
- ③ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業計画(注9)
- ④ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業収支見積り(注9)
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法(注9)
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力(注9)

5 添付書類(注3)

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

- ☐ 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- ☐ 相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ☐ 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- ☐ 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
- ☐ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ☐ 事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
- ☐ 譲受人が法人であるときは、その定款
- ☐ 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4) 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

- ☐ 事業の譲渡に関する契約書の写し
- ☐ 譲渡人が法人であるときは、その定款
- ☐ 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあっては、適用しない。

- (1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記

載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

- (2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請(届出)書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあっては、適用しない。

5 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請(届出)者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

- (2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 第20条の2に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。なお、法第20条第7項及び第8項の場合は、変更後の運用する者の氏名又は名称を記載すること。

イ 第20条の3に関する手続の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部(法第20条第4項の場合にあっては、無線局をその用に供する事業の一部)を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 第20条の3の2に関する手続の場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ 第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

オ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (3) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

- (4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記

載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合については、記載を要しない。
- (2) ②の欄は、承継に係る無線局について、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第3項又は第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
- (3) ③の欄は、現に免許を有している承継に係る無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。
- (4) ④の欄は、次によること。

ア 第20条の2又は第20条の3に関する手続の場合は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

イ 第20条の3の2に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

ウ 第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

- (5) ⑤の欄は、承継に係る無線局の免許の有効期間を記載すること。ただし、第20条の2の手続の場合又は予備免許を受けている場合にあつては、記載を要しない。

7 3の欄は、次によること。

- (1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限って記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請(届出)者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載することとし、国籍等の欄の無の□にレ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。
- (2) 基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第5条第2項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一

人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

ア 議決権に関する事項

区 分	株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%) (F)
発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4) (C)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5) (D)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注7) (F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注8) (F)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

イ 代表者

フリガナ	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備 考
氏 名				
			☐ 有 ☐ 無	

(注1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員

について記載すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ 役員

役員の総数	名(A)(代表者	名、その他役員	名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数	名(B)		
外国人等役員比率	$\%((B)/(A))$		

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

(3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること(法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。)。

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	完全議決権株式	自己保有株式(D)	
		相互保有株式(E)	
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無	☐ 有 ☐ 無
		特定外国株式(F)	
		その他(G)	
	単元未満株式(H)		
総数(I)			
備考	1単元の株式数		

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に

定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

(注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

区 分	氏名又は名称	住所 (A)	法人 番号 (B)	株式 数 (株) (C)	議決 権 の 数 (個) (D)	(D) ／ 議決 権 の 総 数 (%) (E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E) の 比 率 (%) (H)	(E) × (G) (%) (I)	備 考
							氏名 又は 名称 (F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%) (G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者										
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (J)										
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者										
合 計											

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい((イ)において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること

((イ)において同じ。))。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(ア)の(D)の比率を記載すること。

(注8) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注9) (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(注10) (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに

計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)

(注11) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注12) (J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注13) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。))にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(イ) 衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

区 分		氏名 又は 名称	住所 (A)	法人 番号 (B)	株式 数 (株) (C)	議決 権 の 数 (個) (D)	(D) ／ 議決 権 の 総 数 (%) (E)	備 考
外国 法人 等	議決権の総数の1000分の1以上を 占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を 占める者の合計 (計 者) (F)							
合 計								

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(イ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。))とし、コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。))。
- (注8) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。))、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ 役員に関する事項

(ア) 地上基幹放送局の場合

フリガナ 氏 名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

(イ) 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	担当部門	日本の国籍の有無	備考
				☐ 有 ☐ 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

8 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

9 別表第二号第1又は第5の基幹放送局の無線局事項書に準じて記載すること。

10 申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書(書面申請等による場合に限る。)の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

11 申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。